

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕様書番号	
品 名 又は 件 名	仮設物の撤去	松基 L P S - X - 0 1 0 1 4	
		承 認	令和 8 年 4 月 2 4 日
		作 成	令和 8 年 4 月 2 4 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊	第 4 航空団業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊松島基地において保有する仮設物の撤去について規定する。

1.2 用語及び定義

撤去 既設の仮設物を取外し、官側が示す場所まで運搬することをいう。

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

- a) 役務の作業を実施する際には、契約担当官等の指示に従い実施する。
- b) 役務に関する事項において調整が必要な場合、契約担当官等と行う。

2.2 撤去対象品

調達要領指定書のとおり。

2.3 撤去場所

役務実施場所は、航空自衛隊松島基地とし、細部については、調達要領指定書のとおり。

3 役務の内容

3.1 仮設物の解体

契約相手方は、契約担当官等が指定した場所において、仮設物の解体及び基礎等の撤去を実施する。

3.2 発生材の分別及び搬入等

解体により生じた発生材のうち金属屑は重量を計量して官側へ通知し、契約担当官等が指定した場所に搬入する。金属屑以外の発生材は、契約相手方の責任において適切に処分する。

3.3 清掃及び後片付け

契約相手側は、役務の完了に際し、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督・検査事務処理要領に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

調達要領指定書により指定する。

5.2 安全管理

役務に関して、契約相手方は細心の注意をもって実施するとともに、故意又は重大な過失その他契約相手方の責めに帰すべき事由により、官側の財産に損害が生じた場合又は隊員の生命若しくは身体に損害が生じた場合には、契約相手方は、官側の指示に従い可能な限度において当該損害の原状回復を行い、又はこれに代わる合理的かつ必要な措置を講ずるものとする。

5.3 秘密保全

契約相手方は、役務の履行に際して契約担当官等が必要と判断し許可した場所

外への立入及び写真撮影等は禁止するものとする。

5.4 その他

この仕様書に記載されていない事項で、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議の上、指示を受ける。

調達要領指定書	調達要求番号	S 8 雑 運 X X 4 8 2 2		
	調達要求年月日	令和 8 年 8 月 6 日		
	作成部隊	第 4 航空団整備補給群補給隊		
	作成年月日	令和 8 年 7 月 2 4 日		
品名又は件名	仮設物の撤去			
仕様書番号	松島基地 L P S - X - 0 1 0 1 4			
指定事項				
2.2 撤去対象品				
名称	構造	規格等	数量	
カラオケボックス	鉄・石膏ボード等	5.4m×2.7m×2.8m	1	
プレハブ倉庫	鉄・石膏ボード等	30.2m×10.6m×4.4m	1	
プレハブ倉庫	鉄・石膏ボード等	8.4m×6.5m×4.4m	1	
2.3 撤去場所				
付図 1 による。				
3.2 発生材の搬入場所				
付図 2 及び付図 3 による。				
5.1 提出書類				
契約相手方は、次に示す書類を作成し、遅滞なく提出する。				
書類名		提出期限	様式	
役務写真（作業前、作業中、作業後）		完成検査前	契約相手方	
撤去完了報告書		完成検査前	付紙 1	

撤去完了報告書

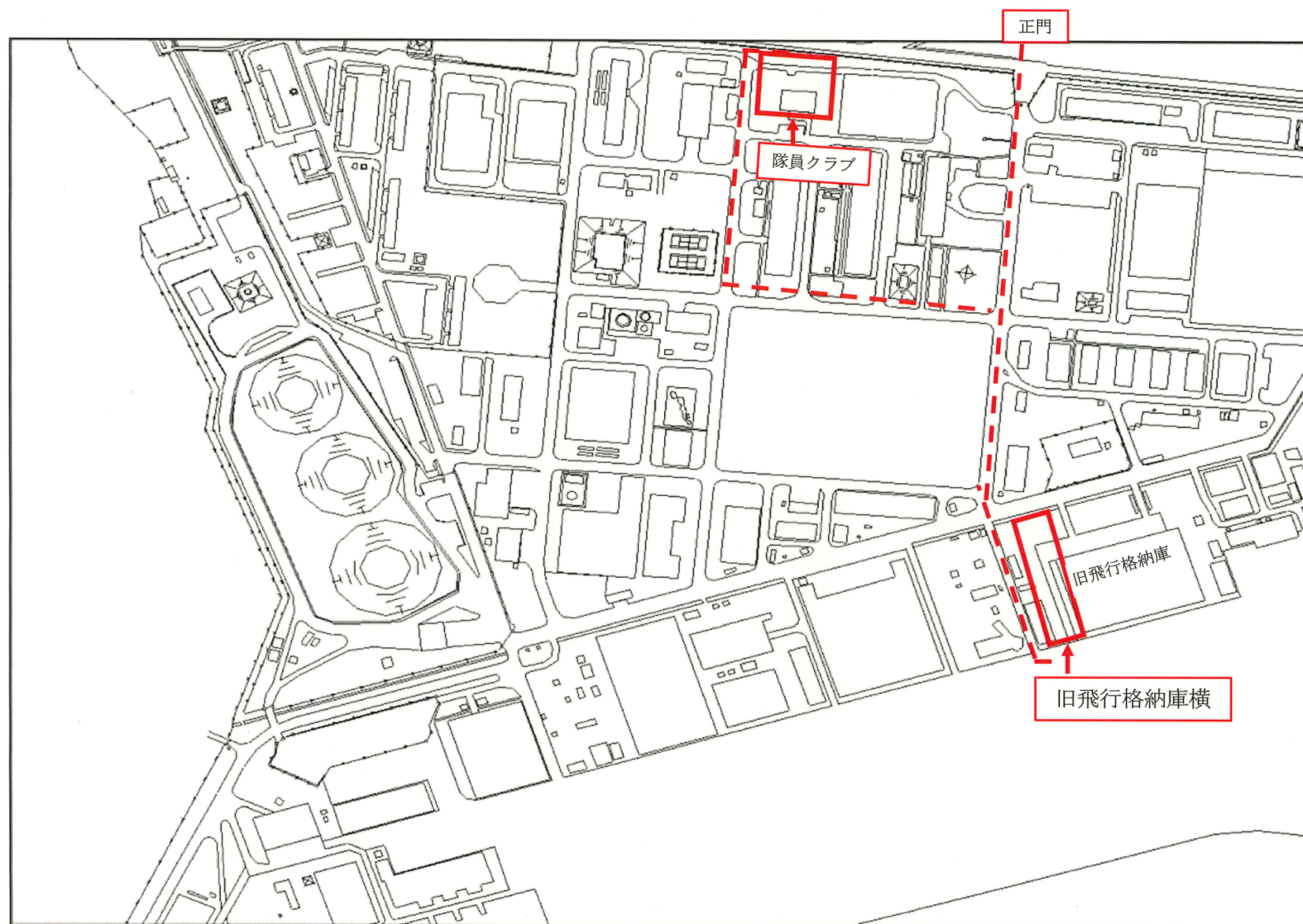
航空自衛隊松島基地
検査官 殿

以下の通り撤去が完了したので報告する。

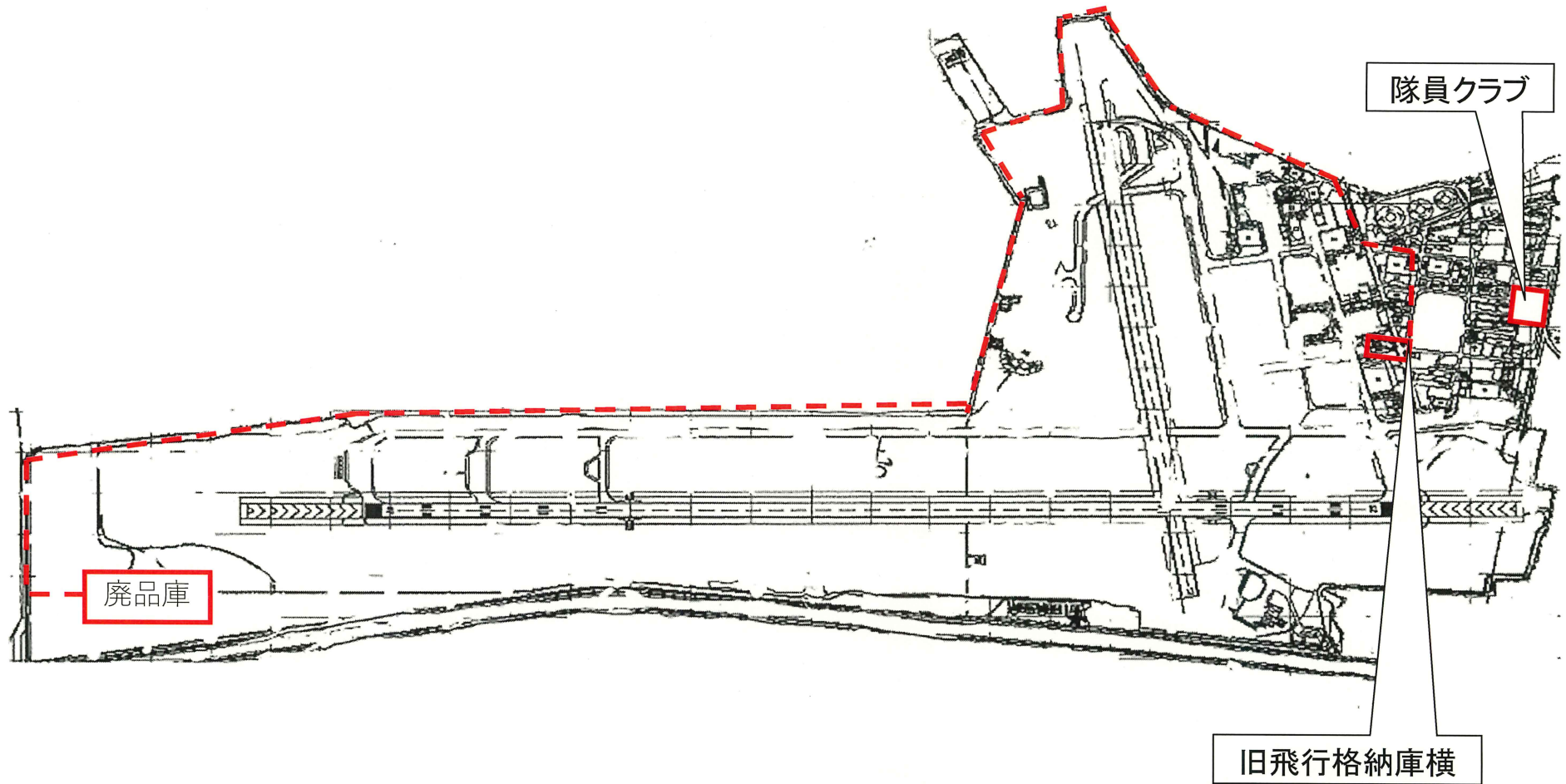
撤去完了日 年 月 日

年 月 日
会社名
代表者 (自 署)

付図1



役務履行場所（器材撤去経路）



役務履行場所（器材撤去経路）

付図 3

